

平成 25 年 7 月 21 日

厚生労働省保険局医療課長殿

日本精神神経学会 理事長

武田 雅俊

## 光トポグラフィー（近赤外線分光法：Near Infrared Spectroscopy: NIRS）の保険対象疾患の精神疾患への適応拡大の要望書

安倍内閣が閣議決定（平成 25.6.14.）した成長戦略のひとつに科学技術のイノベーションがあり、All JAPAN で「技術立国・知財立国」を目指し、特に医療機器の開発を含めた医療領域の成果を国民の暮らしに反映させ、国民の健康寿命の延伸を図るとともに、新規開発した医療機器を国際展開して成長戦略に結び付けようとしている。この健康寿命の延長にはこころの健康とそのケアが大きく係っていることは明白であり、問診による精神疾患の診断、精神症状の重症度評価の妥当性を検討できる客観的で補助的な診断・評価検査法の開発が求められている。

てんかんの外科手術前の検査として保険適応されている NIRS（医科診療報酬点数表 D 236-2）を用いた、精神疾患に関する欧文論文は 100 編ほどあるが、その約 60%は日本から発信されていることでも明らかなように、わが国で開発されつつある医療技術である。平成 21 年 3 月には先進医療として承認され、平成 25.6.1. 現在、23 医療施設がうつ症状の鑑別診断補助として NIRS 検査を実施している。このことは世界的にみても精神疾患の補助的客観的な診断法のない現状を考えると、画期的なことであり、NIRS による脳機能検査の保険適応が精神疾患に拡大されると、一層、NIRS が「技術立国・知財立国」を目指して海外進出する技術の一つになっていく可能性があると言える。しかし、言うまでもなく、精神科診断の補助的な検査であり、これだけで診断できるような誤解をもって診療にあたることは精神医学の質を著しく低下させることになるので、回避しなければならず、また、先進医療会議での評価が最終的には定まっていはいない現状でもあるので、保険適応にあたってはあくまでも補助的な診断法としての位置づけを変更することなく、施設基準、実施要項を厳密に規定し、講習会への参加を義務づけるなどの慎重な運用が求められる。そのような前提にたつて、本学会は NIRS が国内、海外の精神科医療において活用されるように、保険の対象疾患として精神疾患に適応拡大していただきたく、お願い申し上げる次第である。

平成 25 年 7 月 21 日

厚生労働省医政局経済課長殿

日本精神神経学会 理事長

武田 雅俊

## 光トポグラフィー（近赤外線分光法：Near Infrared Spectroscopy: NIRS）の保険対象疾患の精神疾患への適応拡大の要望書

安倍内閣が閣議決定（平成 25.6.14.）した成長戦略のひとつに科学技術のイノベーションがあり、All JAPAN で「技術立国・知財立国」を目指し、特に医療機器の開発を含めた医療領域の成果を国民の暮らしに反映させ、国民の健康寿命の延伸を図るとともに、新規開発した医療機器を国際展開して成長戦略に結び付けようとしている。この健康寿命の延長にはこころの健康とそのケアが大きく係っていることは明白であり、問診による精神疾患の診断、精神症状の重症度評価の妥当性を検討できる客観的で補助的な診断・評価検査法の開発が求められている。

てんかんの外科手術前の検査として保険適応されている NIRS（医科診療報酬点数表 D 236-2）を用いた、精神疾患に関する欧文論文は 100 編ほどあるが、その約 60%は日本から発信されていることでも明らかなように、わが国で開発されつつある医療技術である。平成 21 年 3 月には先進医療として承認され、平成 25.6.1. 現在、23 医療施設がうつ症状の鑑別診断補助として NIRS 検査を実施している。このことは世界的にみても精神疾患の補助的客観的な診断法のない現状を考えると、画期的なことであり、NIRS による脳機能検査の保険適応が精神疾患に拡大されると、一層、NIRS が「技術立国・知財立国」を目指して海外進出する技術の一つになっていく可能性があると言える。しかし、言うまでもなく、精神科診断の補助的な検査であり、これだけで診断できるような誤解をもって診療にあたることは精神医学の質を著しく低下させることになるので、回避しなければならず、また、先進医療会議での評価が最終的には定まっていはいない現状でもあるので、保険適応にあたってはあくまでも補助的な診断法としての位置づけを変更することなく、施設基準、実施要項を厳密に規定し、講習会への参加を義務づけるなどの慎重な運用が求められる。そのような前提にたつて、本学会は NIRS が国内、海外の精神科医療において活用されるように、保険の対象疾患として精神疾患に適応拡大していただきたく、お願い申し上げる次第である。